

## 第2回 交通バリアフリー推進基本構想協議会 議事録

日 時：平成 23 年 9 月 6 日（火）14：00～16：00

場 所：総合庁舎 本館 2 階 大会議室

出席者：別表参照

### 1 開 会

- ・開会のあいさつ 会長
- ・配付資料の確認 事務局：都市計画課長

### 2 委員交替の紹介 資料1 事務局：都市計画課長

- ・「諸橋委員」、「本荘委員」の紹介

### 3 傍聴要領（案）について 資料2 事務局：都市計画課長

- ・協議会傍聴要領（案）に基づき目的、会議の傍聴などを説明
- ・傍聴要領を決定（施行日：平成 23 年 9 月 6 日付け）

### 4 傍聴の許可

- ・1名の傍聴申請があり、傍聴を許可

### 5 議 題

#### （1）まち歩き点検結果（第1回懇談会のまとめ）について 資料3 事務局：都市計画係長

- ・交通バリアフリー推進基本構想（以下、「基本構想」という。）の改定に際し、6月と7月に実施した5地区のまち歩き点検について、点検した概要、結果及び意見・要望などを説明  
5地区…中目黒駅周辺地区、都立大学駅周辺地区、自由が丘駅周辺地区、池尻大橋駅周辺地区、  
緑が丘駅周辺地区

#### （2）まち歩き点検結果に対する対応のまとめについて 資料4 事務局：都市計画係長

- ア まち歩き点検で出された意見・要望内容について、改定する基本構想への反映を確認するため、各施設設置管理者に対し、資料4のシートを用い検討することを依頼
- イ あわせて、まち歩き点検結果の確認等を行なうため、各施設設置管理者とのヒアリング実施について説明

### 意見交換等

会 長：資料3については後で確認してほしいということであるが、概略の傾向あるいは新たな視点など、事務局で気づいたことがあればコメントして欲しい。

事務局：（各地区の主な意見・要望等について説明）

会 長：バリアフリー対策は、施設設置管理者が対応する問題だけではなく、商店会などの関わりについても問題点がある。協議会として検討しなければならない放置看板、積荷積下し車両、放置自転車などの問題点を区側で整理する必要がある。個々の駅周辺地区では

なく、区全体としての対応を検討するなど一定程度、基本的な考え方を持たないと、何か対応しようとしても難しい。是非検討しておいて欲しい。

なお、資料4のシート作成に際し、各管理者には将来の対応を含めヒアリングを実施するという事なので、よろしく願いたい。

委員：都立大学駅周辺のまち歩きに参加したが、商店街の狭い歩道上に商品や放置自転車、看板が置いてあった。都立大学駅周辺に限らず、中目黒駅周辺や自由が丘駅周辺でも同じ傾向である。そこで、本協議会の構成メンバーに商店会の会長や事務局を入れたらどうか。また、警察だけに全てを任せるのではなく、区内それぞれの商店街に普段から協力してもらえよう要請し、地域が一带となりバリアフリー化を進めて行ければと思う。

会長：そのとおりだと思う。特に重点的なバリアフリールートには商店街で協力してもらうことが必要になってくる。然るべき商店街連合会の方の参加を是非検討して欲しい。

事務局：商店街連合会の方の関わりについては、第二回懇談会を9月下旬から予定している。ご指摘を踏まえて、今後検討していく。

委員：路面のことだけではなく、空中障害、いわゆる植木や植え込みについて、枝が路上に覆い被さっている箇所では、枝が体にぶつかることがある。バリアフリーの観点から空中障害についても討議を行なったらどうか。

事務局：道路上に枝が覆い被さっている状況について、どういう対応ができるのか検討していく。

委員：まち歩き点検にあたり、参加者に高齢者・障害者を含むとあるが、どのような障害を持つ方の参加があったのか教えてほしい。

事務局：中目黒駅周辺地区においては、聴覚障害の方3名と視覚障害の方1名の参加があった。都立大学駅周辺地区では、車いす使用者の方1名と視覚障害の方1名の参加があった。その他の地区は、障害者の方のご参加はなかった。

委員：まち歩き点検で指摘があった意見・要望等の検討にあたり、どのような障害を持つ方からの意見であったのか整理した方がよい。障害の内容によって改善する点が変わってくる場合がある。また、目黒区は坂道が多く、物理的な改善が対応しきれない場合があると思う。その際は、どのような障害の方にどの部分を優先的に整備するとかの順位付けが必要になると思う。

事務局：ご指摘を踏まえ、今後、対応を検討していく。

会長：自由が丘駅周辺地区において、「券売機が反射して車いすからは見えない」という意見がある。これは子供の視点の高さと非常に近く、いろいろと問題になっていそうな気がするが、このようなご意見は初めてか。よく言われていることか。

委員：このような視点での意見をいただいたことは恐らくない。ただ、今回のまち歩きでこのような意見をいただいたということを持ち帰り、今後対応を検討したい。

券売機の画面には反射しにくい素材を使用しているが、低い位置からの角度などが考慮されているか確認を行なう。

会 長：自由が丘駅では障害者の参加がないが、健常者の視点からでた意見ということか。

事務局：車いすの疑似体験により、まち歩き点検の参加者が車いすに乗り確認したところ反射していた。

(3) 基本構想改定の概要について 事務局：都市計画課長

ア 改定に関わる見直しの方向性について 資料5 - 1

イ 改訂後の構成案について 資料5 - 2

ウ 改定素案に向けた検討用資料 資料5 - 3

- ・以上の資料により、基本構想の改定の方向性、改定後の構成案を示すとともに、バリアフリー化の方針、重点整備地区と地区別構想など、改定検討における考え方を説明

意見交換等

会 長：今回の基本構想の改定は、これまでの取り組みを継続させていくこととしている。そのため、現行の基本構想における事業を継続的に実現していくことを重視しながら、一方でバリアフリー化に必要なものについては見直しするという発想も重要であり、将来的かつ継続的に達成しなければならないという観点で、改定内容を議論いただきたい。

委 員：目黒区では駅前開発などが多数行われているが、バリアフリー事業と都市計画の事業とでは区と事業者とで並行的に話し合いは行われているのか。また、どのように関連付けて事業を進めているのか。

事務局：目黒区では区全体の街づくりの方向性を都市計画マスタープランで示している。その中で、例えば中目黒駅周辺では駅周辺整備構想を作成し、再開発事業者と協議を行いながら街づくりを進めています。それに関連して、環状六号線を管理する東京都第二建設事務所や、東京急行電鉄(株)などの事業者とも調整を図りながら進めている。

会 長：今回はバリアフリーの観点からみているが、バリアフリーの基本となった上位計画が当然存在する。また、都市計画マスタープランに加えて景観計画やみどりの計画などがあり、バリアフリーからの観点からみても関連しているので、それに配慮しながら改定を進めていただきたい。

会 長：鉄道駅では、駅をはさみ両側で区域が隣り合っている。駅勢圏でいうと目黒区であっても駅の所在が隣の区であるときに、バリアフリーに関しては隣接する区と連携しながら一体となり安全な空間にしなければいけないが、そのあたりの進捗状況はどのようになっているのか。

事務局：これまで、隣接する区と具体的な協議はしていない。ただし、自由が丘駅周辺地区などは隣接する世田谷区と基本構想改定の素案段階で意見交換はしたいと考えている。

委 員：西小山駅を利用しているが、以前は改札が2箇所あったが1箇所に改良され駅前広場が広くなり改札が遠くなった。高齢で長い距離が歩けなくなったため、不便に感じている。

事務局：西小山駅については駅周辺整備構想づくりに取り組んでいます。構想策定後に、バリアフリーについても方針や整備計画を検討していく。

委員：まち歩きに参加して、電線を地中に埋めることができると初めて知った。そのような事業は区議会で決定するものか、区がとりまとめて行うものなのか。

事務局：電線の地中化は、区で計画を作成している。莫大な費用がかかることから、一度に行うことはできないため、優先路線を前期・後期に分けて進めている。その他では、再開発事業といった他の事業と併せて地中化できるところは地中化している。

副会長：バリアフリー新法の大きな柱の一つとしてソフト施策がある。具体的には、健常者や若年層に啓発活動や広報をしていくことと思われる。区としてソフト施策をすることは重要だと思うが、一方で、重点整備地区においてハード整備と併せたソフト施策について何か考えているのか。例えば、中目黒駅の改札をでた山手通りは歩道幅が狭くハード整備にも限界があるので、歩行者に啓発することで意識を高めることも考えられると思う。

事務局：確かにハード整備だけでは対応しきれないと思う。その意味で、ソフト対策は今回、基本構想に盛り込んでいきたいと考えている。具体的にどのような方法があるか、これから検討していく。障害者の方が円滑に通行できるよう、助け合いが自然にできる意識をもつことが重要と考えている。

委員：特定事業計画とは、どのようなイメージなのか。各施設設置管理者が作成するとなっているが、区としてどのような内容のものをイメージしているのか。

また、目黒区独自の事業計画として盛り込もうとしているのか、新法のなかで特定事業計画を作成することを唱っているのか。

事務局：法律では細かなスケジュールを作成することになっているが、1年ごとに作成することは困難であると思う。国の基本方針に基づき、平成32年までを前期・後期に分け、何を整備するか大まかな事業として書き込みたいと考えている。それに基づいて、各施設設置管理者が、具体的にどのような事業をいつから何年計画で実施するのかを記載する計画になると考えている。

施設設置管理者は、区が作成した基本構想に基づいて整備計画を策定し、この計画を基本構想を策定した自治体に提示することの規定がある。基本構想に記載した事業について、施設設置管理者がどのようにバリアフリー化していくか、実施計画的なものの作成になると考えている。

委員：年次別の計画を作るということか。

事務局：事業計画は、各施設設置管理者が作成することになる。この計画は、区がバリアフリー化の進捗状況を把握するための必要な資料になるとともに、進行管理をするための資料にもなっていく。

委員：施設設置管理者は、それぞれのバリアフリー計画をもっているはずである。それを膨らますのか細かくするのかがわからなかった。持ち帰って検討したい。

会長：旧法（交通バリアフリー法）では、特定事業計画を設定する規定はなかったのか。あったのであれば、各施設管理者は重点整備地区ごとに現行の特定事業計画を策定しているのか。

事務局：現行の基本構想では、整備計画に近い計画を基本構想のなかに盛り込んでいる。各施設設置管理者は、この基本構想に基づき事業を実施したという経緯がある。基本構想における事業の進捗は、現協議会の前回の協議会において各事業者から報告を受け確認していた。その意味では、今回初めて特定事業計画を取り入れるのではなく、以前からの延長であると考えている。

委員：目黒区は坂が多い。重点整備地区周辺は平坦な部分が多いが、少し外れるとすぐ坂になる。その対応について、特に高齢者について考えていかなければならない。

事務局：今回のまち歩き点検でも、坂に対する指摘があった。対応策についてはこれから検討を行うこととなるが、坂そのものを排除するのは不可能である。対応策の一つとして、手すりの設置や、休憩所を設け坂の途中で休むことも対策の一つとしてあると考えている。

会長：休憩所を作ることはいいアイデアと思う。ただし、日常的にそこを使う人はいいが、歩いて暮らせるまちづくりの意味からは、どこにあるかを知っておくことも重要である。区全体として歩いて暮らせるネットワークをどう考えていくのか、関連する計画と結びつけていければ良いと思う。

委員：重点整備地区の経路案について色分けで示されているが、補完経路の優先整備路線は平成 32 年までに着手され、長期計画路線は平成 32 年にはまだ着手されていない可能性があるという理解でよいのか。

計画のなかで、どういった点を重要視して整備するのか、何を対象としているのか。例えば、駅から 500m 圏域であれば、徒歩圏として高齢者や障害者が歩きやすい経路を整備する考え方を重視することになる。一方、駅から 1 km 圏域となると、徒歩では距離が長いので公共交通、例えばデマンドバスを検討しているとか、区によっては自転車の通行をしやすいといった取り組みもある。

基本構想では歩行経路の整備を重視することが多いが、加えて公共交通や自転車交通といった補完する交通も検討していくのか。

事務局：ご指摘のとおり、優先整備路線は平成 32 年までには着手したいと考えているが、長期計画路線については平成 32 年までに着手または完成することは厳しいと思っている。

ただし、今後、庁内のワーキングや事業者との調整により変更する可能性はある。

補完する交通については、改定する基本構想のなかでは考えていない。コミュニティバスは、導入について検討した経緯があるが、費用対効果が低いこと、区民アンケートでは運行の赤字補填をする必要はないという意見が多数を占めたことから、現段階では予定していない。また、自転車レーンの設置については、区民から要望が出されているが道路幅に余裕がないと設置は厳しい。ただし、区としてモデル的にどこかに自転車レーンを設置できないか、検討準備の段階である。

会長：前回も言ったが、自転車と歩行者が混在することは事故にもつながり、そういう経路をバリアフリー経路に指定することには無理がある。バリアフリーとして歩行者の安全を守るのであれば、その経路には自転車は通行させない。通行する場合は降りて押して通行するといった管理をする。それができないのであれば、そこはバリアフリー経路では

ない気がする。山手通りは整備されると歩行者と自転車がすみ分けられる広い歩道ができるかもしれないが、現状では主要経路とはいえない。短期的には仕方がないけれども長期的にはどのように整備していくかを示さなければならない。同様に、目黒通りにおいても管理者である東京都が歩行者と自転車の分離しないのであれば、基本構想作成者である目黒区は安心して区民に歩いてもらえないと指摘するのが基本的な方針ではないかと思う。自転車を利用促進する立場はわかるが、高齢者や障害者を含む歩行者の安全を確保することが一番優先することを忘れてはいけない。

委員：都立大学駅周辺の柿の木坂通りは、パーシモンホールが立地する側の歩道で人通りが多い。そこで、柿の木坂通りと目黒通りの交差点をスクランブル交差点とすれば、歩行者は両側の歩道に分散するのではないか。

事務局：スクランブル交差点の設置可能な要件について把握していないためこの場で回答はできない。交通管理者とのヒアリングの際に確認する。

委員：パーシモンホールでは千人ほど集まるイベントを年に約3回開催している。その時に、タクシーを使う人がタクシーを停めるため渋滞が発生しているが、区の職員などが交通整理を行っているため、大きな事故は発生していない。

会長：以上、本日の協議会の議論を踏まえ、各施設設置管理者は資料5-1、資料5-2、資料5-3に基づき検討作業を進めていただきたい。

確認として、資料5-2に記載された基本構想の構成案で作成した内容で引き続き議論していく方向でよろしいか。

なお、持ち帰って気づいた点があれば事務局まで電話、メール、FAX等で連絡をして欲しい。

事務局：気づいた点がある場合、9月22日から懇談会が始まることから、事務局への連絡は9月15日までをお願いする。修正があった場合、資料を再度送付する。

(4) その他 事務局：都市計画課長

- ・第2回地区別懇談会は、資料6のとおり開催することを説明
- ・次回、第3回協議会については11月22日(火)午前10時から開催することを周知

## 5 閉会

閉会のあいさつ 会長

以上

## 別表

## 第2回 交通バリアフリー推進基本構想協議会 出席者名簿

| 団体等    |    | 所属・職名等                           | 氏名(敬称略)   |
|--------|----|----------------------------------|-----------|
| 学識経験者  | 1  | 東京工業大学 教授                        | 屋井 鉄雄     |
|        | 2  | 東京工業大学 准教授                       | 福田 大輔     |
| 高齢者団体  | 3  | 目黒区老人クラブ連合会会長                    | 堀内 国子     |
| 障害者団体  | 4  | 目黒区障害者団体懇話会会長                    | 山田 脩      |
| 公募区民   | 5  | 公募区民                             | 久保田 茂     |
|        | 6  | 公募区民                             | 藤村 容江     |
| 関係行政機関 | 7  | 国土交通省 関東運輸局 交通環境部<br>消費者行政・情報課長  | 井端 直行     |
|        | 8  | 国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局<br>首席運輸企画専門官  | 島田 豊保     |
|        | 9  | 国土交通省 東京国道事務所<br>交通対策課長          | 三澤 伸吾(欠席) |
|        | 10 | 東京都 都市整備局 都市基盤部<br>交通企画課長        | 安部 文洋(代理) |
|        | 11 | 東京都 福祉保健局 生活福祉部<br>福祉のまちづくり担当課長  | 三浦 弘賢     |
|        | 12 | 東京都 建設局 第二建設事務所<br>補修課長          | 船山 吉久     |
|        | 13 | 東京都 建設局 第二建設事務所<br>管理課長          | 城田 峰生(欠席) |
|        | 14 | 東京都 建設局 公園緑地部<br>公園建設課長          | 山下 博史     |
|        | 15 | 首都高速道路(株) 東京建設局<br>調査・環境グループ課長   | 諸橋 雅之     |
|        | 16 | 首都高速道路(株) 東京建設局<br>大橋建設事務所 所長    | 原田 哲伸(代理) |
| 開発事業者  | 17 | 東京都 都市整備局 再開発事務所<br>大橋地区整備課長     | 小川 和雄(代理) |
| 鉄道事業者  | 18 | 東京急行電鉄(株) 鉄道事業本部<br>事業統括部 事業推進課長 | 佐藤 乙依     |
|        | 19 | 京王電鉄(株) 鉄道事業本部<br>計画管理部 計画担当課長   | 本荘 祐      |
| バス事業者  | 20 | 東急バス(株) 営業部 施設課長                 | 小野 哲      |
|        | 21 | 東京都 交通局 自動車部<br>計画課事業改善担当課長      | 新山 富弥雄    |
| 公安委員会  | 22 | 警視庁 交通規制課<br>都市交通管理室管理官          | 三枝 司佳     |
|        | 23 | 警視庁 目黒警察署 交通課長                   | 園田 秀彦(欠席) |
|        | 24 | 警視庁 碑文谷警察署 交通課長                  | 濱本 譲二(欠席) |
| 目黒区    | 25 | 健康福祉部長                           | 田淵 一裕(欠席) |
|        | 26 | 都市整備部長                           | 小日向 悦二    |
|        | 27 | 街づくり推進部長                         | 島崎 忠宏     |
| 事務局    |    | 都市整備部都市計画課長                      | 池本 昌己     |
|        |    | 都市整備部都市計画課都市計画係長                 | 澤田 雅之     |
|        |    | 都市整備部都市計画課都市計画係                  | 田村 満      |